

目 次

包括外部監査の結果報告書～2.市立大学等について

第1	外部監査の概要	1
	. 外部監査の種類	1
	. 選定した特定の事件	1
	1. 外部監査対象事項	1
	2. 外部監査対象期間	1
	. 事件を選定した理由	1
	. 監査の対象として所管部局等	2
	. 外部監査の方法	2
	1. 監査の要点	2
	2. 主な監査手続	3
	. 外部監査の実施期間	3
第2	監査の結果及び意見	4
	. 総括	4
	(概要)	4
	(監査の結果)	6
	(意見)	9
	. 外国語大学	14
	(概要及び比較分析)	14

(監査の結果)	19
(意見)	27
. 看護大学.....	30
(概要及び比較分析)	30
(監査の結果)	33
(意見)	36
. 看護大学短期大学部.....	38
(概要及び比較分析)	38
(監査の結果)	42
(意見)	43
. 工業高等専門学校.....	46
(概要及び比較分析)	46
(監査の結果)	49
(意見)	55
 第3 大学等改革に向けて	58
 第4 (参考) バランスシート試算	61
 第5 利害関係	67

(報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その
内訳の合計結果と一致しない場合があります。)

包括外部監査の結果報告書～2．市立大学等について

第1 外部監査の概要

. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

. 選定した特定の事件

1. 外部監査対象事項

- (1) 市立大学、市立短期大学及び市立工業高等専門学校(以下「市立大学等」という)の「財務に関する事務の執行」
- (2) 「市立大学等」の「経営に係る事業の管理」

2. 外部監査対象期間

平成12年度

(但し、必要に応じて過年度に遡及し、また平成13年度分の一部についても監査対象としました。)

. 事件を選定した理由

神戸市には2大学1短期大学1工業高等専門学校の市立大学等があります。これらは、いずれも大幅な支出超過となっています。さらに、少子化の時代を迎えて、各大学間の競争が一段と激しくなってきています。このため、市立大学等の経営が一層悪化する虞があります。また、平成16年度より、国立大学の独立行政

法人化が決定しており、公立大学についても、これに追随するものと思われます（既に、平成14年8月に総務省より、「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会」報告書も公表されております）。

このため、市立大学等の「財務に関する事務の執行」が関連法令に準拠して遂行されているかどうか。経済性、効率性及び有効性の観点から事業が行われているか。更には、経営に係る事業の管理が地方自治法第2条14項及び15項の趣旨を達成していくよう運営されているかについて監査する必要を認めたためである。

. 監査の対象とした所管部局等

外国语大学、看護大学及び看護大学短期大学部(保健福祉局)、工業高等専門学校
(教育委員会)

. 外部監査の方法

1. 監査の要点

財務に関する事務の執行

- (1)財産の取得及び処分(賃貸を含む)の手続は、法令規程等に従っているか。
- (2)関係帳簿は整備され、適正に記帳されているか。
- (3)契約書、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (4)決算書等が法令規程等に従って作成されているか。
- (5)経営成績は決算書等に適正に表示されているか。

経営に係る事業の管理

- (1)会計規程等諸規程類が整備されているか。

(2)設立目的に従った事業運営が効率的かつ経済的に実施されているか。

2. 主な監査手続

財務に関する事務の執行

(1)例規集の入手、担当者に対する質問等により、財産の取得及び処分の手続きが、法令規程等に従っているかを検討しました。

(2)歳入歳出決算書及び添付書類(以下、「決算書等」という。)を入手し、会計規程等諸規程類の閲覧及び関係帳簿等との照合を通じ、決算書等が法令規程等に従って作成されているかを検討しました。

(3)「決算書等」が法令規程等に準拠し、経営成績等を適正に表示しているかを検討しました。

(4)各校を往査し、公有財産、重要物品及び図書の管理状況を検討しました。

経営に係る事業の管理状況について

(1)「決算書等」の閲覧及び関係者からのヒアリング等により、経営成績を把握しました。

(2)関係者からのヒアリング、事業報告書の閲覧等により、経営改善の進捗状況を検討しました。

. 外部監査の実施期間

平成 14 年 7 月 11 日より平成 15 年 1 月 30 日まで

第2 監査の結果及び意見

. 総括

(概要)

市立大学等(4校)の概要及び財務数値<平成12年度>は次のとおりとなって
います。

1. 市立大学等(4校)の概要

大学等名	外国語大学	看護大学	看護大学 短期大学部	工業高等専門学校
場所	西区学園東町 9丁目	西区学園西町 3丁目	中央区港島中町 4丁目	西区学園東町 8丁目
開学年月	昭和21年3月	平成8年4月	昭和56年4月	昭和38年4月
学部数	2	1	1	-
学科数	6	1	1	5
学生数 (人)	2,048	441	244	1,241
学部 (人)	1,969	410	244	(学科) 1,172
大学院 (人)	79	31	-	(専攻科) 69
総数 (人)	2,048	441	244	1,241
教員数 (人)	91	60	31	97
職員数 (人)	46	12	8	34
入学者市内 学生割合 (%)	14.5	29.2	27.5	63.8
授業料(年) (千円)	第1部 497 第2部 248	478	361	217

(注) 1. 学部数、学科数、学生数、教員数、職員数は平成13年5月1日現在。

2. 市立大学等の財務数値 <平成 12 年度>

大学等名	外国語 大学	看護大学	看護大学 短期 大学部	工業高等 専門学校	合計 [平均]	合計 [平均] (除高専)
支出総額 (百万円)	2,253	1,043	461	1,940	5,697	3,757
(人件費) (百万円)	(1,728)	(748)	(355)	(1,589)	(4,420)	(2,831)
授業料収入 (百万円)	745	203	81	214	1,243	1,029
入学金収入 (百万円)	159	51	15	14	239	225
入学検定料収入 (百万円)	36	10	12	9	67	58
小計 (百万円)	940	264	110	238	1,552	1,314
学生数 (人)	2,048	441	244	1,241	3,974	2,733
教員数 (人)	91	60	31	97	279	182
職員数 (人)	46	12	8	34	100	66
教員 1 人当たり 学生数 (人)	22.5	7.4	7.9	12.8	[14.2]	[15.0]
職員 1 人当たり 学生数 (人)	44.5	36.8	30.5	36.5	[39.7]	[41.4]
12 年度歳入 (百万円)	955	288	114	245	1,602	1,357
12 年度歳出 (百万円)	2,253	1,043	461	1,940	5,697	3,757
12 年度一般財源 (百万円)	1,298	755	346	1,695	4,095	2,400
学生 1 人当たり 歳出 (千円)	1,100	2,365	1,891	1,564	[1,433]	[1,375]
学生 1 人当たり 一般財源 (千円)	634	1,712	1,420	1,366	[1,030]	[878]

1. 学生数、教員数、職員数は平成 13 年 5 月 1 日現在。
2. 教員数及び職員数は常勤者のみ。
3. 人件費は教職員費のみ。従って、運営費中の報酬、賃金を除く。

(監査の結果)

1. 教育に関する財務事務の執行について

現在、神戸市においては、高等教育を実施している市立大学等につき、「市としての教育に関する財務事務の執行」を総合的に監督調整している部局ないし部署がありません(下表参照)。国とは異なり市レベルでは、人のかつ經濟的な制約があるとはいえ、これでは、組織として統一された意思による教育に関する財務事務の執行がなされているとはいひ難い状況にあります。

市立大学等	担当部局等	備 考
外国語大学	市長直属	各局と対等
看護大学	保健福祉局	局内の部と対等
看護大学短期大学部	保健福祉局	局内の部と対等
工業高等専門学校	教育委員会	委員会内の部と対等？

2. 人件費について

市立大学等の歳出(支出)及び歳入に対する人件費の割合は、以下のとおりとなっています。

歳出(支出)に対する人件費の割合は、実に 72~82%を占めており支出額中最大の費目です。また、歳入額に対しては 1.8~6.5 倍にも及んでいます。具体的な内容検討は、後述の各市立大学毎の項に譲りますが、この費目のコントロールの巧拙が、市立大学等の財政状況を決することは間違ひありません。それほどの最重要支出項目(費目)です。

ところが、各市立大学等においては人件費(総額、給与体系等)に関し、国立大学、他の公立大学及び私立大学と詳細に比較分析し、自校における

問題点を検討しようとしたことが殆んどないようです。

しかしながら、上述のとおり、人件費は支出額中最大の費目です。しかも、市立大学等の財政状況の悪化(平成12年度ベースで40億円の歳出超過)が、大学間の競争激化により更に進行すると予想される現在において、これに無関心では対応が不十分と考えられます。人件費の比較検討分析が出来ていないことは、財務事務管理上、問題と考えられます。

早急に比較検討分析し、その結果を今後の財務事務管理に活用する必要があります。

(単位:百万円)

	外国語大学	看護大学	看護大学 短期大学部	工業高等 専門学校	合計
人件費 (A)	1,728	748	355	1,589	4,420
歳入 (B)	955	288	114	245	1,602
歳出 (C)	2,253	1,043	461	1,940	5,697
比率 (A) ÷ (B)	180.9	259.7	311.4	648.6	275.9
比率 (A) ÷ (C)	76.7	71.7	77.0	81.9	77.6

これに関連して問題となるのは、現在、大学サイドでは「必要人員数(枠)」を決定できず、かつ、「給与等の金額」は基本的に神戸市が規定している給料表に拠る必要がある点です。これでは、各市立大学等において、「独自の人事施策」が極めて困難となってしまいます。

3. 神戸市債について

市立大学等の施設関連で多額、かつ高レートの市債が発行(借換を含む)されています(下表参照)。金額的に言えば、平成12年度の4校トータル歳入額1,602百万円の実に11.1倍となります。また、金利面から見ても、看護大学短期大学部建設資金を除き、現在の金利市況と比較すると高いレー

トと思われます。財政再生緊急宣言の折から、制度上可能な限り、早急に償還、借換等を実施し、金利負担の軽減を図る必要があります。

平成 12 年度末神戸市債残高内訳(市立大学等関係)

(単位:百万円)

資金使途	市債残高	レートの状況
看護大学建設	15,017	2.9 ~ 4.6%
看護大学短期大学部建設	354	1.4%
外国語大学移転建設	136	4.6%
外国語大学第 2 研究棟建設	326	4.8 ~ 4.9%
高等専門学校移転	2,016	1.5 ~ 6.7%
合 計	17,849	

4. 工作物台帳について

不動産のうち土地の定着物は「工作物」と「樹木」に区分され、工作物を更に「建物」と「その他工作物」に分類することになっています。そして、この「その他工作物」については、公有財産台帳の一種として、『工作物台帳』の作成が求められ、そのフォームも決定されています(神戸市公有財産規則(以下、「公有財産規則」という。)第 56 条第 1 項(3)及び「公有財産台帳の取り扱い方針」参照)。

即ち、具体的には、プール、塀、その他会計科目的表現で言えば主として「建物附属設備」「構築物」に属するものに関して台帳を作成し管理する必要があるとされています。

ところが、今回の監査の結果、市立大学等(4 校とも)では、法定フォームの『工作物台帳』は全く作成されていませんでした。法定手続の遵守が

必要です。

地方独立行政法人化に際しても、財産管理の面から必須の台帳となります。

(意見)

1. 官公庁会計について

市立大学等では、その歳入歳出は一般会計に組み込まれている関係上、現金基準(修正現金基準)による単式簿記で会計処理が行われています。つまり、一般企業が採用している発生主義による複式簿記によらず、また私立(民間)学校が採用している「学校法人会計基準」にもよっていません。公営企業会計基準にもよっていません。

現行官公庁会計制度に関しては、種々の欠陥の存在が指摘されていますが、要約すれば以下のとおりとなります。

単式簿記そのものに起因する欠陥があります。

複式簿記はひとつの取引を貸借二面から記録する「仕訳」というルールにより一元的に管理し、貸借のバランスにより自己検証機能を備えている点に大いなる長所があります。これに対し、単式簿記では自己検証機能を欠くため、記帳に誤りや不正があっても発見が難しいという欠点があります。

損益取引とそれ以外の取引(資本取引等)の区分がありません。

歳入歳出決算書においては、授業料収入(損益取引)も市債発行による収入(負債の発生)もまた貸付金回収(資産の減少)も全く同じ位置付けによる収入であり、学校用地購入支出(固定資産の発生)も給与費支払支出(損益取引)もまた同じ位置づけの支出となっています。

期間損益計算の概念がありません。

現金基準(出納整理期間を設定しており、正確には修正現金基準と呼ぶべきものです。)による「期間収支計算」の概念はありますが、発生ベースによる「期間損益計算」の概念がありません。

従って、期間損益計算の観点からすれば、本来翌年度の収入とすべき翌年度の新入生に係る入学金(実質的には「前受金」)収入が、当年度の収入として計上されてしまっています。

上述の不備事項に密接に関連しますが、ストック情報としての貸借対照表の前提となる「資産」「負債」「資本」の概念が基本的にありません。

このため、現状の会計制度による情報は、単年度ベースのしかも資金収支に偏った情報のみとなっています。従って、例えば「現時点における神戸市外国語大学の学校用地及び校舎の取得金額(累積額)はいくらか、その内訳明細はどうなっているのか」などという、一般企業においては極めて簡単な情報すら、事後的に、膨大な会計資料及びその他の資料から作成する外はないのです。また、当然ながらその提出された情報の正確性を立証するためにも大変な労力を要することとなります。

これは、例えば地方独立行政法人化に際しても、大きな障害(例えば「開始貸借対照表」の作成時)となります。

本来、官公庁全体が現行の会計処理の欠陥を十二分に認識し、現行制度を廃止し、海外の先進事例のように複式簿記に基づく一般企業並みの決算書体系にする必要があると考えます。しかしながら、これには法律改正、職員の意識改革等が必要であり時間がかかると思われます。従つて当面、ごく近い将来に地方独立行政法人化が見込まれる事業体(例えば大学等)に限定した上、早急に複式簿記の採用を考慮して下さい。

2.一般財源による補填等について

現在、歳入と歳出の差額は一般財源で自動的（？）に補填されており、その収支差額（累積額を含む。）については、市立大学等の当局者及び神戸市の所管部局とも、あまり意識されていないのが現状と思われます。

しかしながら、一般財源による補填額は、予算編成時点における過去の実績額をベースとした「成り行き任せ」の決着は妥当ではなく、一定のルールに従うべきものと考えます。そうすることにより、野放図の支出を抑制し、また逆に施策上必要不可欠な経費の確保が可能となります。

このため、まず、現在支出している費用につき、内容を十分検討する必要があります。そして、地方公営企業法第17条の2を準用して「行政的経費」及び「不採算経費」と「その他の経費」に区分した上で、一般財源による補填額すなわち「一般会計よりの負担金及び補助金」の金額を算定するのです。

すなわち、神戸市当局の高等教育行政の一環（神戸市の代行）としての「行政的経費」は一般会計が全額実費負担し、市立大学等としての立場から、たとえ不採算でも実施せざるを得ない「不採算経費」については、能率的な経営を実施しても、なお収入をもって充てることができないと客観的に認められる金額を、一般会計が負担するというものです。

そして、これらの「行政的経費、不採算経費」以外の経費については、事業体（市立大学等）の経営に伴う収入をもって充てる必要があることになります。ここで経営努力が必要とされるのです。

地方独立行政法人化する場合にも、市当局とは別の独立法人として、事業体経営を成り立たせてゆくためには、同様に地方公営企業第17条の2

の趣旨を準用し、「負担金または補助金（独立行政法人会計では、「運営費交付金」）を決定する必要があると思います。

次に、市立大学等の当局者は、最重要費目の人件費に、最大の関心を寄せる必要があります。現在、他の大学等の経営数値との比較検討分析は実施されていませんが、「人件費対歳入比率」「人件費依存率」等各種比率により分析し、問題点を明確にした上で対応策を考える必要があります。場合によっては、市職員（教員）とは別の「独自の給与体系」等を考慮する必要があるかもしれません。その際には、民間（私立大学等）の給与体系及び給与レベルが参考となります。

3. 市有建物の表示登記について

「公有財産規則」第13条によれば、「市有建物（公有財産）を取得した場合において、当該財産が登記または登録を要するものであるときは、速やかにその手続を行わなければならない。」とされています。これが原則です。但し、「市有建物の表示登記事務の取扱について（昭和42年2月23日、理管第506号）」により、「特定の場合を除いて、市有建物については、表示登記の申請を当分の間、保留する」となっています。

これは、不動産登記法附則（昭和35年3月31日法14）第5条に「地方税法第348条の規定により、固定資産税を課すことのできない土地及び建物……については指定期日後も当分の間適用しない。」と登記申請義務に関する経過措置が設定されているのを受けたものと思われます。

横浜市、京都市、福岡市の各都市の市有建物の表示登記の現状について問い合わせてもらったところ、神戸市同様、「未登記の建物が多い」とのことでした。その理由は、「登記の目的が第三者対抗要件であり、行政財産に

つきそのような問題が生じることはない。」としています。

しかしながら、基本的に登記が必要とされている「土地」の所有権移転(所管換を含む。)に関しても、後述のように、種々の問題が発生しています。

従って、たとえ固定資産税を課しえない建物であり、また基本的に第三者対抗要件を具備する必要がない場合であっても、特定の場合を除き、実質的に「登記不要」と断定してしまうのは、果して妥当な措置と言えるのか疑問があります。

4. 総合監督調整機能について

「監査の結果 1. 教育に関する財務事務の執行について」に関連しますが、神戸市として「財務事務の執行」を含む「教育全般」を監督調整する部局ないし部署が、現在ありません。

このため、早急に対応が必要な場合、例えば地方独立行政法人化問題に際しても、中心となって、これに対処する部署がない現状となっています（もっとも外国語大学及び看護大学においては、個別に内部で研究会等が行われているようですが）。これでは市としての対応が不十分と思われます。早急に、市として「総合監督調整」する担当部局(部署)の創設ないし決定が望されます。部局の創設ないし決定が困難だとすれば、少なくともプロジェクトチームが必要です。

(参考)

東京都においては、「大学管理本部」、兵庫県においては「企画管理部(大学・教育局大学課)」、大阪府においては、「生活文化部(大学改革課)」が大学改革（メインテーマは、「地方独立行政法人化」）のとりまとめを実施しています。

. 外国語大学

(概要及び比較分析)

1. 大学の概要

(1)名称 神戸市外国語大学（以下「外大」という。）

(2)位置 神戸研究学園都市(西区学園東町9丁目1番地)

(3)学部及び学科

外国語学部 英米学科・ロシア学科・中国学科・

イスパニア学科・国際関係学科

外国語学部第2部 英米学科

大学院 修士課程・博士課程

2. 沿革

昭和 21 年 3 月 神戸市立外事専門学校を設置

昭和 24 年 2 月 同上専門学校を母体として神戸市外大を設置

昭和 28 年 1 月 外国語学部第2部英米学科を新設

昭和 42 年 4 月 大学院を設置

昭和 61 年 4 月 神戸研究学園都市に全学移転

3. 歳入・歳出の推移(平成 9 年度～12 年度)

(単位：千円)

款 項 目		平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
歳 入	使用料および手数料	871,191	896,507	901,178	941,031
	使用料(教育使用料)	831,253	852,229	860,344	904,531
	手数料(教育手数料)	39,937	44,278	40,834	36,500
	国庫支出金	1,586	1,897	2,022	6,869
	補助金(教育費補助)	1,586	1,897	2,022	* 6,869
	財産収入	1,890	-	-	-
	財産運用収入(貸家料)	1,890	-	-	-
	寄付金	500	300	500	500
	寄付金(其他寄付)	500	300	500	500
	諸収入	2,032	1,613	3,423	6,647
	雑入	2,032	1,613	3,423	6,647
	償還金	415	450	468	324
	受講料	669	519	526	284
	雑入	948	643	2,428	* 6,038
歳入合計		877,200	900,318	907,123	955,047
歳 出	教育費	2,311,568	2,234,140	2,217,424	2,253,711
	外国語大学費	2,311,568	2,234,140	2,217,424	2,253,711
	教職員費	1,718,582	1,724,282	1,725,752	1,728,506
	給料	778,045	776,776	792,185	796,139
	職員手当等	693,504	698,346	683,829	682,379
	共済費	224,354	225,346	225,472	225,023
	旅費	22,677	23,812	24,265	24,963
	運営費	592,986	509,857	491,672	525,205
	報酬	164,888	174,325	170,370	177,714
	賃金	2,293	2,265	2,337	2,359
	報償費	3,821	3,492	2,934	4,030
	旅費	7,829	8,383	8,934	10,167
	交際費	1,500	900	-	-
	需用費	150,105	140,239	137,441	133,736
	役務費	33,185	31,105	30,600	26,156
	委託料	46,034	48,358	37,274	* 77,517
	使用料及賃借料	74,477	77,461	74,382	* 44,534
	工事請負費	* 82,603	-	-	-
	備品購入費	15,075	12,120	12,859	* 37,499
	負担金補助及交付金	11,172	11,203	14,537	11,488

(注)1. 各年度の決算書(「決算額」)による。

2. 千円未満は切捨。

- * 視聴覚 LL 機器購入関係補助金 5,000 千円他。
- * 日本ガス協会冷房導入補助金 3,519 千円他。
- * エレベーター棟増築工事。
- * 学舎空調機整備費増加 23,000 千円、図書館情報ネットワーク整備費(システム移行を含む、契約更新による支払)増加 17,707 千円他。
- * 図書館情報ネットワーク整備費(契約更新により、契約金額の減)22,864 千円他。
- * 視聴覚機器更新(第一 AV 教室)19,057 千円他。

4. 国立大学、公立大学、私立大学との財務数値の比較分析

項目		「外大」	国立大学	公立大学	私立大学
学校数		1	99	74	48
授業料収入	(百万円)	745	253,312	44,878	59,592
入学金及び検定料収入	(百万円)	195	53,908	11,128	6,869
小計	(百万円)	940	307,221	56,005	66,461
国庫補助金収入	(百万円)	7	0	1,198	7,576
支出総額	(百万円)	2,151	1,453,646	273,991	68,766
内、人件費	(百万円)	1,568	710,165	123,139	42,738
内、教員人件費	(百万円)	982	486,175	90,462	27,390
内、職員人件費	(百万円)	362	165,302	23,452	13,048
学生数	(人)	2,048	622,679	112,523	62,047
教員数	(人)	91	60,409	10,752	2,256
職員数	(人)	46	56,546	11,976	1,600
内、事務系職員数	(人)	41	24,587	3,407	-
教職員数	(人)	137	116,955	22,728	3,856
学生 1 人当りの授業料収入	(千円)	*	364	407	399
学生 1 人当りの支出額	(千円)		1,050	2,335	2,435
人件費依存率	(%)		166.7	231.2	219.9
教職員 1 人当りの支出総額	(千円)		15,698	12,429	12,055
教員 1 人当りの人件費	(千円)		10,790	8,048	8,414
事務系職員 1 人当りの人件費	(千円)	*	8,832	6,723	6,884
教員 1 人当りの学生数	(人)		22.5	10.3	10.5
職員 1 人当りの学生数	(人)	*	44.5	11.0	9.4
1 大学当りの補助金	(千円)		6,869	0	16,186
					157,833

(注)1.「外大」の数値は「平成 13 年度 学校基本調査」用報告書による。ただし、以下の点に留意。

入学金は、当年度の収入額（翌年度の新入生に係る入学金）。

教員数及び職員数は、本務者数。

2. 国立大学、公立大学の数値は、「平成 13 年度 学校基本調査報告書(高等教育機関編)」(文部科学省)による。ただし、以下の点に留意。

収支額は、平成 12 年度のデータによっており、また、短期大学、附属病院及び附置研究所分を除く。

学校数、学生数、教員数及び職員数は、平成 13 年 5 月 1 日現在。

教員数は、休職者を除く本務者数。但し、短期大学分は除くが、附属病院及び附置研究所分は含む。

職員数は、本務者数。但し、短期大学は除くが、附属病院及び附置研究所は含む。

人件費には、共済組合負担金等の所定支払金は含まれない。

教員人件費は、本務教員の給与であり、職員人件費は、事務系職員の給与である。

3.私立大学の数値は、「平成 13 年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編」(日本私立学校振興・共済事業団)による。ただし、以下の点に留意。

データは人文科学系単一学部を有する 48 大学のデータである。

学校数及び収支額は平成 12 年度のデータ。

授業料収入は、入学金を除く「学生生徒等納付金」であり、実験実習料、施設設備資金、その他学生生徒等納付金の各収入を含む。

入学金及び検定料収入には、手数料収入(1,611 百万円)を含む。

学生数、教員数及び職員数は、平成 12 年 5 月 1 日現在。

教員数及び職員数は、専任者数。

事務系職員 1 人当りの人件費は、「職員人件費 / 職員数」として算出。

4.人件費依存率は、本来、私立大学では「人件費 / 学生生徒等納付金」と算出するが、ここではすべて「人件費 / (授業料収入 + 入学金及び検定料収入)」により算出。

5.表示単位未満の端数は、四捨五入。

分析結果

- * 授業料が通常の半額である第 2 部(夜間)の学生数が、全体の 26.5% を占める。このため、「学生 1 人当りの授業料収入」については、「外大」が相対的に低くなる。(なお、夜間学生の割合を「平成 13 年度 学校基本調査報告書(高等教育機関編)」に基づいて算定すると、国立大学、公立大学及び私立大学は各々 2.6%、4.7%、4.4% となっている。)
- * 第 2 部のための交代勤務に支給される特殊勤務手当の兼務手当を控除すると、8,652 千円となる。しかし、「外大」の「事務系職員 1 人当りの人件費」については、国立大学及び公立大学と比較するとなお高い水準にある(他大学の統計資料の具体的な内容が判明しないため、その原因を特定できないこと)。
- * 夜間学生の割合が高いため、他大学と比較すると高い水準にある。

(監査の結果)

1. 土地について

(1) 土地台帳の表示について

「外大」は、昭和 61 年に神戸研究学園都市の現学舎に全学移転されるに当たり、その敷地となる土地について、当時の開発局(現みなと総局)から有償移管を受けています。ところが下記の物件については、土地台帳上「外大」と「みなと総局」とで「共有(市内部)」と記載されています。

土地台帳(共有記載部分)(表 1)

(単位: m²)

記号	所在地	地番	土地台帳		
			「外大」 共有持分	みなと総局 共有持分	小計
	西区伊川谷町小寺字高塚	875-1	24,577.62	40,876.38	65,454.00
	西区伊川谷町小寺字大谷	812-26	4,428.00	8,857.00	13,285.00
	同 上	812-27	2,479.00	2,479.00	4,958.00
	同 上	812-37	1,593.00	1,593.00	3,186.00
	同 上	812-38	8,323.00	8,324.00	16,647.00
	同 上	812-39	3,542.00	3,542.00	7,084.00
	同 上	819	211.00	420.89	631.89
合 計			45,153.62	66,092.27	111,245.89

当該共有部分について、「土地台帳」(平成 14 年 7 月 10 日現在)の「外大」持分の面積と「みなと総局」持分の面積を合計すれば、本来「不動産登記簿」(平成 14 年 7 月 22 日現在)の面積に一致すべきところ、3 物件(表 1; 地番 875-1、地番 812-26、地番 819)について、下表(表 2-1)のごとく不一致となっています。

土地台帳と不動産登記簿の不一致の状況(表 2-1)

(単位: m²)

記号	地番	土地台帳(a)			不動産登記簿 (b)	差異 (a)-(b)
		「外大」	みなと総局	小計		
	875-1	24,577.62	40,876.38	65,454.00	23,769.00	41,685.00
	812-26	4,428.00	8,857.00	13,285.00	8,857.00	4,428.00
	819	211.00	420.89	631.89	423.00	208.89
					合 計	46,321.89

(表 2-1) については、当初、「土地台帳」における「外大」と「みなと総局」との合計面積が「不動産登記簿」の面積と一致していました。ところが、その後「みなと総局」において、当該土地を分筆した事実が、不動産記録管理の事務手続として必要とされる「土地記録調書」をもって、関連部署に連絡されなかったため、「外大」と「みなと総局」とも「土地台帳」の登録が当初のままで、変更されなかったものです。

具体的には、昭和 61 年に有償移管された時点では、「土地台帳」上は、地番「875-1」(65,454.00 m²)が「外大」と「みなと総局」の共有('外大'の所有部分 (24,577.62 m²)「みなと総局」の所有部分 (40,876.38 m²))と記載され、当時の不動産登記簿の面積(65,454.00 m²)と一致していました。ところが、現時点では、「不動産登記簿」上は、地番「875-1」が地番「875-1」と地番「875-7」他に分筆され、「外大」の所有部分(24,577.62 m²)が地番「875-1」および地番「875-7」の双方に、また、「みなと総局」の所有部分(40,876.38 m²)が地番「875-1」および地番「875-7」他にまたがっています。

本来、土地につき異動があった場合には、所管部局(このケースでは「みなと総局」)が「土地記録調書」に所要事項を記入した上、管財課へ送付する必要があった訳ですが、所管部局において当該分筆にかかる「土地記録調

書」自体が作成されていなかったとのことです。「公有財産規則」第60条によれば、「土地・・を・・所属替えし、・・その他異動があったときは財産記録調書を作成しなければならない」と定められており、「異動の原因」として「分筆」も示されています(「公有財産規則」別表第2)。従って、これは重大な事務手続違反と云えます。

また、(表2-1)の 、 については、「みなと総局」より移管されたとき、「みなと総局」分の「土地台帳」において「外大」への移管分を差し引かずに誤ったデータが登録されたままとなっていたものです。所管部局において、出力された土地台帳と「土地記録調書」を照合する必要があります(財務会計事務の手引7.7 公有財産の管理)が、「みなと総局」においてその手續が洩れていたのではないかと思われます。

「土地台帳」上、「みなと総局」の面積を正当な面積に訂正する必要があります(下表 表2-2 参照)。

土地台帳と不動産登記簿の不一致の状況(表2-2) (単位: m²)

摘要	所有者				
地番		812-26		819	
不動産登記簿		8,857.00		423.00	
		(誤)	(正)	(誤)	(正)
土地台帳	「外大」	4,428.00	4,428.00	211.00	211.00
	みなと総局	8,857.00	4,429.00	420.89	212.00
	計	13,285.00	8,857.00	631.89	423.00

この結果、土地台帳上「みなと総局」にかかる土地面積が 4,636.89 m² (=4,428 m²+208.89 m²:表2-1 参照)過大に表示されています。また、このため、当然のことながら「神戸市公有財産表(平成13年4月1日)」及び、決

算書の添付書類たる「財産に関する調書(平成 12 年度)」において、普通財産が 4,636.89 m²過大に表示されることになります。

(2)不動産登記簿について

前述のごとく、昭和 61 年に「外大」が「みなど総局」から有償移管を受けた土地について、平成 14 年 7 月 22 日現在、不動産登記簿上、分筆されていません(表 1 ; ~ 参照)。

「外大」が「みなど総局」との間の上記有償移管にかかる「協定書」(昭和 57 年 3 月 10 日付)では、「共有」の旨の条項は特に設けられておりません。のみならず、同協定書第 7 条において「土地の所有権は・・・乙(「外大」)が取得する」と土地所有権の取得が明確にされています。従って、本来は、「外大」と「みなど総局」の各々の所有権に基づいて、不動産登記簿を早急に訂正(分筆)する必要があります(「公有財産規則」第 13 条)。

地方自治法(以下、「自治法」という。)上、公有財産は、行政財産と普通財産とに分類され(「自治法」第 238 条第 2 項)、「行政財産」とは、「地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい」、また、「普通財産」とは、「行政財産以外の一切の公有財産」をいいます(「自治法」第 238 条第 3 項)。従って、両者はその使用目的により明確に区分されています。

ところが、現状では「外大」と「みなど総局」とで土地台帳上、「共有」となっている物件(表 1 ; ~ 参照)については、1 つの土地につき、行政財産と普通財産の双方が併存することとなり、定義上矛盾をきたしています。

具体的には、平成 13 年 4 月 1 日現在の「神戸市公有財産表」において、「外大」の上述共有部分(表 1 ; 45,153.62 m²)に「西区学園東 9 丁目」の土地(84,846.43 m²)を加えた「外大」所有の土地総面積(130,000.05 m²)が行政財産として、また、「みなと総局」の上述共有部分(表 1 ; 66,092.27 m²)を含む土地(1,320,433.13 m²)が普通財産と表示されています。この観点からも、「外大」と「みなと総局」の各々の所有権に基づいて、不動産登記簿を修正すべきと考えます。

2. 備品の棚卸について

備品については、平成 12 年の秋以降、棚卸を実施されていません。定期的に棚卸を実施して、現物の保管状況を把握する必要があります。

なお、神戸市物品会計規則(以下、「物品会計規則」という。)では明確には規定されていませんが、「物品管理員は、・・・その他の理由により現在高と帳簿残高とに過不足を生じたときは、・・・物品管理簿を整理しなければならない」と規定されているところから(「物品会計規則」第 12 条 過不足の整理)、その前提として定期的に棚卸を実施して現在高を把握することが不可欠となっています。

3. リース資産について

(1) リース資産の管理について

平成 12 年度末における、主なリース資産は以下のものがあります。

主要リース資産一覧表(表3)

記号	案 件	契約金額 (消費税込) (単位:円)	主なシステム構成
	図書館情報ネットワークシステム -共用(平成12年10月～平成13年3月分)	20,979,000 (注1)	Express5800/120Le 4台 MA70J/S 11台 Express5800/120MC 1台 Sun Ultra5 Model 400 WS 1台 無停電電源装置 4台他
	図書館情報ネットワークシステム -「外大」(平成12年10月～平成13年3月分)	5,418,000 (注1)	Express5800/120Le 1台 MA70J/S 2台 MA53H/S 85台 VA50H/WT 15台 無停電電源装置 2台他
	学務システム(平成12年4月～平成13年3月分)	6,253,380	ハードウェア(GRANPOWER6000 700/I)/基本ソフトウェア 学務システムパッケージソフトウェア

(注1) 各「物品賃貸借契約書」の月当り単価に契約期間月数及び1.05を乗じて算定

「自治法」上、保管すべき「物品」のなかには、地方公共団体の所有に属する動産(但し、現金・公有財産・基金を除く)のほか「地方公共団体が使用のために保管する動産」が含まれます(「自治法」第239条第1項)。また、「物品の分類は地方公共団体において適宜分類してさしつかえない」(昭38年12月19日、各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち)とされております。これを受け、神戸市では「物品会計規則」を定め、「物品」を「備品」、「消耗品」、「材料品」、「郵便切手類」、「生産品」の5つに分類し(「物品会計規則」第3条第1項各号)、「備品」については物品

管理簿たる「備品台帳」に記載することと定めています(「物品会計規則」第8条第1項、第18条、別表3)。

コンピュータのサーバー等は、リース資産ではありますが、「使用のために保管する動産」と解されることから、「自治法」にいう「物品」に該当すると思われます。これは「財務会計事務の手引」7.13.5.(2)外部との貸借において、「外部からの借用又は受託」についても「物品管理簿への記帳」が義務付けられていることから明らかです。

従って、「備品台帳」に記載すべきものが上記リース資産(表3)の中に多数あることとなります。

例えば、上表(表)の の「図書館情報ネットワークシステム-共用(平成12年10月～平成13年3月分)」は、その契約に際しての決裁書で「買取価格 194,250 千円」が参考値として記載されています。従って、当システムをリースによらず、直接購入した場合に、取得価額総額はこの194,250 千円程度となる筈です。このシステムには金額的に重要なものが多数含まれていると思われますが、これらが備品台帳に記載されていないことになります。

(2)リース契約について

前記(表3)の各賃貸借契約はいずれも、単年度契約となっており、毎年更新する形となっています。カスタマイズされた、コンピュータやソフトウェアについてのリース契約は、単年度の一般的なレンタル契約とは異なり、通常5年程度でのファイナンスリースとなるのが大半です。このため、単年度契約は実態と乖離した形となります。経済実態は例えば、(表3)の のケースの場合、60ヶ月使用することを前提に、取得原価相

当額をリース会社から資金調達し、これに金利を加えた額を 60 ヶ月で毎月分割してリース会社に返済するというものですので、一般にファイナンスリースとされている取引といえます。契約形態を再考し経済実態に合せた文言とする必要があります。

更に、ファイナンスリースという観点からは、当該契約は債務負担行為に該当します。従って、当該契約は予算で「債務負担行為」として定めておく必要があり(「自治法」第 214 条、第 215 条第 1 項第 4 号)、具体的には、限度額、支出額、支出予定額等を記載した予算関連説明書(「自治法」施行令第 144 条第 1 項第 3 号)を作成する必要があります。

4. 図書の現物管理について

図書の現物は閲覧室、書庫、教員保管に分散保管されています。このうち、定期的に棚卸を実施しているのは、閲覧室保管分のみです。書庫、教員保管分についても、定期的に棚卸を実施し、現物の保管状況を把握する必要があります（なお、書庫については、3 年に一度棚卸を実施しているとのことです（毎年実施する必要があります。）。この点についても、前述「2. 備品の棚卸について」で触れましたと同様に、棚卸自体について、「物品会計規則」では明確には規定されていませんが、過不足を整理するため、定期的に棚卸を実施して現在高を把握することが不可欠となっています。

5. 業務委託契約について

財団法人神戸市都市整備公社との間で取り交わされた、学舎空調設備工事にかかる委託契約書(委託料総額 100 百万円)を査閲したところ、その内

容たる委託業務は平成12年12月31日までに終了しているにもかかわらず、当該委託料の支払は、平成12年度から16年度までの5年間に亘ることになりました。

支払予定の明細は下表の通りです。

(単位:円)

年度	a	b	a + b
	工事代価	経過利息	支払額
12	22,520,222	479,778	23,000,000
13	22,883,611	116,389	23,000,000
14	21,931,737	1,068,263	23,000,000
15	22,379,081	620,919	23,000,000
16	8,666,905	173,812	8,840,717
計	98,381,556	2,459,161	100,840,717

経過利息は、工事代価の残額に年2%の利率(同公社が金融機関に対して負担する利率)を乗じて計算されたものです。従って、実質的には同公社からの借入金でもって設備を調達していることとなります。

このような、長期に亘る分割支払契約は、民間では見受けられない異例な契約です。つまり、市の外郭団体相手でないと取交わせないような不適切な取引であると思われます。

(意見)

1. リース資産について

ソフトウェア等「物品」に当らないリース資産も含め、リース資産は、契約上その所有権は契約先のリース会社にあるため、契約上は「外大」に所有権はありません。しかしながら、リース会社に対する保管義務はあります(「物品賃貸借契約約款」第8条第3項で、賃借人は「その責に帰すべき理由

によって、この契約の目的物を滅失又はき損したときは、その賠償の責を負う」と規定されています。)。このためリース資産の管理台帳を作成するとともに、定期的に棚卸を行う必要があります。

前述の(監査結果)「3.(1)リース資産の管理について」でも触ましたが、神戸市では、物品を「備品」、「消耗品」、「材料品」、「郵便切手類」、「生産品」の5つに分類しています(「物品会計規則」第3条第1項各号)。リース資産も管理対象になることを明確にするため、「物品」概念に「リース資産」を加えるとともに、リース資産の管理に必要な項目(リース会社名、リース期間、取得原価相当額、リース債務残高等)を記載するため、従来の備品台帳とは別に、物品管理簿として新たに「リース資産台帳」の様式を作成することが望まれます。

2.図書について

(1)図書の購入手続について

基本的に司書が発注し、当該司書以外の司書が検収することになっています。しかし、実務上、複数の発注品がまとめて納入される場合があるため、部分的には発注した司書自身が検収する場合もあるとのことです。このような場合に備え、図書の検収については2名の職員で検収することが、内部牽制上必要です。

(2)図書納入業者の決定について

納入業者については、和書と洋書に分けて業者を特定しており、洋書については、更に、言語別に納入業者を特定しているとのことです。しかしながら、現在ではインターネットの普及もあり、古書も含め従来に

比して入手できる経路が多岐にわたっており、定期的に、納入業者を見直すことが望まれます。

(3)図書の除籍について

教員に貸出し、長期間返却されていない図書で、回収不能と判断されるものについては、予め除籍に関する規程を作成しておき、これに従つて、図書管理簿から除籍することが必要です。

例えば、最も古いものでは、昭和 33 年に貸出されたまま未返却とされているものが 5 冊あります。これらは、いずれも本人が退職あるいは死亡しており、返却される見込みは全く考えられないため、図書管理簿から除籍するのが相当と考えられます。

3.建物の維持修繕計画について

建物の修繕については、多額の費用がかかるため、予め、長期的な建物の維持修繕計画を策定し、大規模修繕に備える必要があります。

短期的には予算がないとはいえ、建物を維持するためにいつ頃、どのような修繕が必要となるのか、その判断材料となる資料を作成し、長期的な予算の必要性を確認しておくことが望されます。

. 看護大学

(概要及び比較分析)

1. 大学の概要

- (1)名称 神戸市看護大学（以下、「看護大」という。）
- (2)位置 神戸研究学園都市（西区学園西町3丁目4番地）
- (3)学部及び学科

看護学部 看護学科

大学院 修士課程

2. 沿革

平成 8年4月 神戸市看護大学を設置

平成 12年4月 大学院を設置

3. 岁入・歳出の推移(平成 10 年度～12 年度)

(単位：千円)

款項目		平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
歳 入	使用料および手数料	173,653	235,701	264,675
	使用料	173,653	235,701	264,675
	教育使用料	164,887	226,158	254,510
	看護大学手数料	8,766	9,543	10,165
	国庫支出金(教育費補助)	0	0	3,200
	諸収入(其他貸付金返還金)	17,750	18,581	20,128
	雑入	16,650	16,906	17,943
	保健福祉局雑入	16,650	16,906	17,943
	歳入合計	191,403	254,282	288,003
歳 出	教育費	1,081,744	1,051,459	1,043,440
	看護大学費	1,081,744	1,051,459	1,043,440
	教職員費	733,643	764,238	748,206
	運営費	348,101	287,221	295,234
	報酬	11,153	12,026	18,025
	賃金	4,233	3,900	2,114
	報償費	6,998	6,035	9,008
	旅費	1,093	1,011	2,369
	需用費	125,463	99,407	96,195
	役務費	20,703	20,995	19,785
	委託料	52,940	48,005	49,724
	使用料及賃借料	71,394	71,850	75,118
	備品購入費	49,677	18,832	17,607
	負担金補助及交付金	2,997	4,510	4,639
	貸付金	1,450	650	650

(注)1. 各年度の決算書「決算額」による。

2. 千円未満は切捨。

4. 国立大学、公立大学、私立大学との財務数値の比較分析

項目	「看護大」	国立大学	公立大学	私立大学
学校数	1	99	74	10
授業料収入 (百万円)	203	253,312	44,878	9,462
入学金及び検定料収入 (百万円)	61	53,908	11,128	1,287
小計 (百万円)	264	307,221	56,005	10,749
国庫補助金収入 (百万円)	3	0	1,198	1,537
支出総額 (百万円)	1,043	1,453,646	273,991	12,183
内、人件費 (百万円)	748	710,165	123,139	7,400
内、教員人件費 (百万円)	522	486,175	90,462	5,103
内、職員人件費 (百万円)	113	165,302	23,452	1,889
学生数 (人)	441	622,679	112,523	6,382
教員数 (人)	60	60,409	10,752	520
職員数 (人)	12	56,546	11,976	234
内、事務系職員数 (人)	12	24,587	3,407	-
教職員数 (人)	72	116,955	22,728	754
学生1人当たりの授業料収入 (千円)	460	407	399	1,482
学生1人当たりの支出額 (千円)	2,365	2,335	2,435	1,908
人件費依存率 (%)	283.3	231.2	219.9	68.8
教職員1人当たりの支出総額 (千円)	10,391	12,429	12,055	16,157
教員1人当たりの人件費 (千円)	* 8,707	8,048	8,414	9,813
事務系職員1人当たりの人件費 (千円)	* 9,417	6,723	6,884	8,072
教員1人当たりの学生数 (人)	7.4	10.3	10.5	12.2
職員1人当たりの学生数 (人)	36.8	11.0	9.4	27.2
1大学当たりの補助金 (千円)	3,200	-	16,186	153,700

(注)1.私立大学の表に掲げたデータは、保健系単一学部を有する10大学のデータである。

2. その他のデータ内容は、「外大」の(注)参照

分析結果

- * 他の国公立大学と比較すると高い水準にある(他大学の統計資料の具体的な内容が判明しないため、その原因を特定できないとのこと)。
- * 他大学より、少ない人数で職務していて、職員の内、時間外手当支給対象者(7名)の時間外手当(1人当たり平均年約1,206千円)が多いためと思われます。

(監査の結果)

1. 業務委託契約書について

平成 12 年度の委託契約書綴を通査したところ、契約書に収入印紙の貼付済
れが 1 件ありました。

印紙税法では「国、地方公共団体が作成した文書には印紙税を課さない。」
(印紙税法第 5 条二) と規定され、印紙税法基本通達 53 条(非課税文書を作
成した者の範囲)では「法第 5 条の規定の適用にあたっては、国等の文書は、
当該者の業務の委託を受けた者は含まれないのであるから留意する。」と規定
されています。

つまり、「看護大」が、業務を外部に委託する場合において、「看護大」作成
の契約書は非課税文書として取扱われますが、業務受託者作成の契約書は課
税文書となります。

契約書取り交わしの際、契約書のチェックを厳密に実施する必要がありま
す。

2. 重要物品について

「物品会計規則」第 17 条第 1 項では「重要物品について、前年度における異
動及び年度末における現在高を調査し、収入役に報告しなければならない。」
と規定され、また、「物品会計規則」第 8 条では、「物品管理員は、物品の受
領又は、交付の都度、物品管理簿に記載しなければならない」と規定されてい
ます。

「看護大」において、重要物品現在高報告書と物品管理簿との突合を実施し
ようとしたところ、重要物品において法定様式の物品管理簿が作成されてい

ませんでした。法定手続の遵守が必要です。

次に、物品管理簿に代わる資料と重要物品現在高報告書との照合をしたところ、金額が正確でなかったり、記載もれがあり、正確な重要物品の現在高の報告がされていませんでした。

3.図書について

(1)図書返却について

「看護大」図書館利用規程第 13 条(貸出冊数及び期間図書)において 一般図書、指定図書の貸出冊数及び期間は、次の様に規定されています。

(1)教職員	30 冊	4 週間
(2)学生(大学院生)	20 冊	4 週間
(3)学生(学部学生)	10 冊	2 週間
(4)科目等履修生	5 冊	2 週間
(5)館長の許可を得た学外者	3 冊	2 週間

しかしながら、往査時に、返却予定日が「平成 12 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日」のものにつき、平成 14 年 10 月 10 日現在未だ返却されていない図書のリストを打ち出してもらったところ、15 名延 36 冊の結果となりました。

その中で、期間内に返却されないまま、別の図書の貸出をした者が 4 名いました。

貸出期間を超えて返却した場合は、図書を返却した日から起算して期間を超えた日数の間、図書を貸出利用することができない(図書館利用規程第 17 条)となっています。しかしながら、貸出期間内に返却されない場合の取扱に関する明文の規定がありません。当該ケースに関する規定の制定が必要と思われます。

(2)図書の実地棚卸について

年1回、春に実地棚卸はされており、その際、現物のないものの図書のリストを打ち出し、その追跡調査はその都度されていました。ただし、年度末現在において、幾冊の図書がなかったかの報告がなされていません。

「物品会計規則」第17条第3項には、「収入役は、必要があると認めるときは、重要な物品以外の物品について、物品管理者にその現在高等の報告を求めることができる。」と規定されています。

したがって、上記の規則の趣旨からすれば、幾冊の図書がないかの報告をする必要があります。

なお、物品の亡失（紛失等）については、「物品会計規則」には規定がありませんが、期末にない図書は物品払出通知書等によって亡失処理すべきかと思われます。

4.行政財産の目的外使用許可について

「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」（「自治法」第238条の4第4項、「公有財産規則」第24条）と規定されています。その趣旨は、行政財産によっては、本来の用途又は目的外に使用させても、その用途又は目的を妨げないばかりか、場合によっては積極的に行政財産自体の効用を高めることもあるからです。

現在、学生会館内の食堂と売店等が、この行政財産の目的外使用にあたり、外部業者に使用許可していますが、使用料等を免除しています。

開学当初からの業者が退店し、平成10年8月から現在の業者に使用させていますが、正式に行政財産の使用許可手続をしたのは平成13年4月となって

います。行政財産の目的外使用に関し 2 年以上の間、正規の許可手続きがなされていなかったのは問題です。

(意見)

1. 入学金等の納入方法について

入学金、検定料及び授業料の調定・収納については、適法に管理され、一部の入学金以外のほとんどの授業料等については、納入通知書に基づき、指定金融機関で納付されています。

(単位：円)

区分	納入日	件数	金額	左の内入学金現金受領分			
				市内	市外	合計	金額
編入学	9/21～10/3	41	15,373,500	11	6	17	5,540,000
うち追加合格		5	1,939,000	1	4	5	1,939,000
推薦	12/5～12/15	15	5,540,000	5	1	6	1,800,500
一般（前期）	3/5～3/15	51	19,251,500	14	2	16	4,709,000
一般（後期）	3/21～3/27	15	5,540,000	5	1	6	1,800,500
科目等履修生	2/21～3/13	8	290,850	3	3	6	207,750
大学院(1次)	10/10～10/20	12	4,749,000	2		2	594,000
大学院(2次)	2/6～2/16	2	712,500	1		1	297,000
	合 計	144	51,457,350	41	13	54	14,948,750

上表は、平成 12 年度の入学金の納付状況ですが、市内認定申請者については、入学金を現金で大学に納入することとなっています。

多額の現金を取り扱うことにより、入学者だけでなく、大学でも現金の盗難、紛失の危険が生じることから、市内認定者についても銀行振込による納付とする等、納付方法をご検討ください。

2. 運営費における事業別決算数値について

平成 12 年度の運営費について、業務報告書（自治法 233 条第 5 項の「主要な施策の成果を証明する書類」）の決算額と収支月計明細表を照合したところ、合計金額では一致していましたが、事業別の決算額は下表のように差異が発生していました。

看護大　　運営費事業別　　決算額

(単位：千円)

事　業	平成 12 年度		
	業務報告書の 決算額	収支月計明細表	差引
学術振興関係費	37,367	23,052	14,315
管理運営費	45,539	101,429	55,890
施設維持管理費	49,899	47,499	2,400
学生関係費	17,296	16,756	540
入学試験関係費	3,813	3,866	53
教務関係費	36,058	30,258	5,800
図書館運営費	56,568	56,503	65
教員確保経費	40,415	1,522	38,893
地域貢献関係費	210	162	48
国際交流関係費	928	966	38
大学院関係費	7,141	13,221	6,080
合　計	295,234	295,234	0

この理由は、収支月計明細表上は複数の事業にまたがる支払処理（消耗品費、備品購入費、光熱水道費等）を行う場合、一旦、单一の事業コードで一括して処理した後、期中において定期的に事業間の振替処理を行っていますが、その際、複数の事業にまたがる支払処理を一件毎に調べ、事業別の決算額を確定させているためとのことです。

各事業別の予算執行状況を円滑に把握し、また、過年度の予算実績との比較検討を行うと共に翌年度の予算立案を容易にするために、事業別集計方法を改善される必要があると思われます。

. 看護大学短期大学部

(概要及び比較分析)

1. 大学の概要

- (1)名称 神戸市看護大学短期大学部(以下、「看護短大」という。)
- (2)位置 神戸ポートアイランド(中央区港島中町4丁目6番地)
- (3)学部及び学科 看護学科

2. 沿革

昭和34年4月 神戸市立高等看護学院(2年過程)開校

昭和51年4月 神戸市立看護専門学校に校名変更

昭和55年6月 神戸市立看護短期大学設置許可申請

昭和56年1月 認可

昭和56年4月 開学

平成8年4月 神戸市看護大学設置に伴い、校名を神戸市看護大学短期大学部に変更

3. 岁入・歳出の推移(平成10年度～12年度)

(単位：千円)

款項目		平成10年度	平成11年度	平成12年度
歳入	使用料及び手数料	129,243	107,780	110,244
	使用料 *	129,243	107,780	110,244
	授業料・入学金	115,729	96,357	97,391
	看護大学手数料	13,514	11,423	12,853
	国庫支出金	33,310	2,743	2,900
	補助金(看護大学整備費補助) *	33,310	2,743	2,900
	諸収入	2,277	1,621	1,591
	その他雜入	1,609	1,337	1,272
	図書館複写機使用料	8	11	6
	公開講座	660	273	313
歳入合計		164,830	112,144	114,735
歳出	教育費	494,120	469,355	461,501
	教職員費 *	378,062	363,058	355,939
	運営費	116,058	106,297	105,562
	報酬	2,712	2,909	8,814
	賃金 *	436	2,653	2,431
	報償費	10,392	9,443	8,965
	旅費	799	777	738
	需用費	47,686	41,090	37,418
	消耗品費	20,581	22,234	19,865
	印刷製本費	6,434	7,226	6,352
	電気料金	4,399	4,280	4,026
	修繕費 *	11,413	2,772	2,802
	その他	4,859	4,577	4,373
	役務費	13,225	12,632	10,999
	委託料	21,090	23,303	24,429
	その他委託料 *	21,090	23,303	24,429
	使用料及賃借料	3,755	1,679	1,182
	一般使用料 *	3,006	948	383
	自動車借上料	749	731	799
	備品購入費 *	15,597	10,108	8,200
	工事請負費 *	0	1,365	1,940
	負担金補助及交付金	366	338	446

(注) 1.各年度の決算書(「決算額」)による

2.千円未満は切捨

分析結果

- * 第2看護学科は平成10年度で廃止。学生総数では平成10年度310名が平成11年度240名と減少。
- * 平成11年9月より「公立看護大学等経常費補助金」(旧文部省)は廃止。
- * 学生定員の減少に伴い職員定数も減少。
- * 平成11年2月より職員の減少を補充するためアルバイト2名増。
- * 震災復旧による補修工事が平成10年度で終了。
- * 教育用パソコン借上料を、平成10年度は「一般使用料」に計上していたが、平成11年度より機器保守等の業務が含まれているため「その他委託料」がより適切であるとした。
- * 予算削減及び学生数の縮少。
- * 平成11年度は学内の「非常用電源蓄電池更新工事」、平成12年度は「受変電設備更新工事」が発生。

4. 国立大学、公立大学、私立大学、公立短期大学との財務数値の比較

項目	「看護短大」	公立短大	国立大学	公立大学	私立大学
学校数	1	51	99	74	10
授業料収入 (百万円)	81	6,790	253,312	44,878	9,462
入学金及び検定料収入 (百万円)	29	2,107	53,908	11,128	1,287
小計	110	8,898	307,221	56,005	10,749
国庫補助金収入 (百万円)	2	19	-	1,198	1,537
支出総額 (百万円)	461	36,219	1,453,646	273,991	12,183
内、人件費 (百万円)	355	22,135	710,165	123,139	7,400
内、教員人件費 (百万円)	245	17,305	486,175	90,462	5,103
内、職員人件費 (百万円)	70	4,829	165,302	23,452	1,889
学生数 (人)	244	19,941	622,679	112,523	6,382
教員数 (人)	31	1,764	60,409	10,752	520
職員数 (人)	8	637	56,546	11,976	234
内、事務系職員数 (人)	7	533	24,587	3,407	-
教職員数 (人)	39	2,401	116,955	22,728	754
学生 1 人当たりの授業料収入 (千円)	334	340	407	399	1,482
学生 1 人当たりの支出額 (千円)	1,891	1,816	2,335	2,435	1,908
人件費依存率 * (%)	322.7	248.7	231.2	219.9	68.8
教職員 1 人当たりの支出額 (千円)	11,820	15,085	12,429	12,055	16,157
教員 1 人当たりの人件費 (千円)	7,891	9,810	8,048	8,414	9,813
職員 1 人当たりの人件費 * (千円)	8,760	7,582	6,723	6,884	8,072
教員 1 人当たりの学生数 (人)	7.9	11.3	10.3	10.5	12.2
職員 1 人当たりの学生数 (人)	30.5	31.3	11.0	9.4	27.2
1 大学あたりの補助金 * (千円)	2,900	386	-	16,186	153,700

(注)1. 「看護短大」の数値は、「平成 14 年度事業概要説明資料」による。

2. 公立短大の数値は、「平成 13 年度 学校基本調査報告書(高等教育機関編)」(文部科学省)による

3. 教職員人件費については、「平成 12 年度文部科学省提出資料」による。

4. その他のデータ内容は、「外大」の(注)参照。

分析結果

* 職員総数 8 名のうち 3 名が管理職(平均年齢 52 歳)、一般職 5 名(平均年齢 40.4 歳)、と

比較的高齢(総平均 44.8 歳)のため給与水準が高い。

* 平成 11 年度より「公立看護大学等経常費補助金」が廃止されたため、大幅に減少している。

* 教員 1 人当たりの学生数が公立短大、国立大学等と比較して少ないため、高水準にある。

(監査の結果)

1. 土地の所管換等手続について

平成 13 年 4 月 1 日付の神戸市公有財産表上、「看護短大」が現在使用している土地(15,600 m²)の財産区分が病院事業会計(「中央市民病院」)となっています。

「公有財産規則」第 9 条第 1 項では、「公有財産を、所属を異にする会計の間において、所管換し、若しくは所属替し、又は所属を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間において有償として整理するものとする。所属を同じくする会計の間において所管換するときも同様とする。」又、同条第 2 項で、「前規定にかかわらず、行財政局長が特別の理由があると認めるときは、無償として整理することができる。」と異なる部間の所管換等に関する手続について規定されています。「看護短大」と中央市民病院は共に保健福祉局の所属部局ですが、会計上では、「看護短大」が一般会計であるのに対し、中央市民病院は公営企業会計たる病院事業会計に属しています。したがって、本来は当該規定に準拠した「所管換等に関する手続」が必要となります。

しかしながら、「看護短大」が現在使用している当該土地については、有償(ないし無償)移管とも有償賃借ともなっておらず、また無償賃借とするにあたって必要となる行財政局長による決裁手続もとられていません。所管部局である保健福祉局は、平成 8 年度の「看護大」の開学に伴い、土地を除く資産を一般会計に移管しました。しかし、土地については当初より病院事業会計(中央市民病院)の所有地であったこと等の理由で一般会計へ移管されていません。

当時の詳細な事情は不明ですが、保健福祉局は本来、平成8年度において「公有財産規則」第9条第2項に従った手続を実施すべきだったと思われます(手続洩れ)。この手続を早急に実施する必要があります。

2. 収入印紙について

往査日現在、「看護短大」に保管されていた業務委託契約書(19件)を閲覧したところ、収入印紙の貼付洩れが1件ありました(契約者エヌイーシーリース株、契約日平成14年4月1日)。

契約書取り交わしの際、契約書のチェックを厳密に実施する必要があります。

(意見)

1. 「看護短大」の閉校について

「看護短大」は平成17年3月末をもって閉校されることが予定されています。「神戸市における看護職員の養成に関する今後のあり方について(平成14年1月15日付、神戸市における看護職員の養成に関する検討委員会)」によれば、「看護短大」については、現状の施設・設備の老朽化等により、その教育に差し障りが出ないようにするとともに、閉校後の教員の処遇について、最大限の配慮をする必要がある旨記載されています。

しかしながら、現在、閉校後の財産の処分方法、教職員の処遇については未定であり、閉校後の具体的な見通しがなされていない状況です。建物等の重要な財産については、転用あるいは売却といった財産の有効活用を早急に検討すべきであると思われます。

2.設備の補修計画について

平成 10 年度に 5 年間の保全計画が住宅局建築技術部・建築課・計画保全係により作成されましたが、実際上は、予算上の関係から、必要最小限の範囲での補修にとどまっており、当初に策定した保全計画は形骸化しています。また、当該保全計画は平成 17 年 3 月末に予定されている「看護短大」の閉校を考慮していないため、実効性がないものとなっています。

閉校に際し、建物や学校設備をどのような形で移管又は転用するかによって、現在必要となる補修内容が変わってくる筈です。まず、閉校後の財産移転計画の立案、そして、次に基いて、当面の補修計画を検討すべきと考えます。

3.図書の棚卸について

図書の棚卸は循環棚卸で行われており、棚卸の結果、亡失・損傷している図書については適宜決裁の上、図書管理簿より除却処理されています。図書館の管理運営に関しては、「看護短大図書運営規程」がありますが、同規程第 10 条では「資料（図書）」の廃棄手順のみ定められているだけで、図書の棚卸手続や循環計画が規程上明確にされていません。

棚卸手続及び循環計画を規定した棚卸実施要領の作成が望まれます。

4.定額小口準備金制度について

神戸市会計規則(以下、「会計規則」という。)第 45 条で、現金による支出について前渡金制度が設定されています。しかし、前渡金制度の下では緊急な出張や小口の経費支出がある場合でも会計室への前渡金申請手続きが必要となるため、臨機応変な支出が困難となっています。

定額小口準備金制度(一定金額の現金を手許に保有し、その金額の範囲内で小口支出を行う制度)を採用することによって、小口経費の支出に関する事務手続が効率化すると思われます。当該制度の採用をご検討ください。

. 工業高等専門学校

(概要及び比較分析)

1. 概要

(1) 名称 神戸市立工業高等専門学校(以下、「高専」という。)

(2) 位置 神戸市西区学園東町 8 丁目 3 番地

(3) 学部及び学科

本科 機械工学科、電気工学科、電子工学科、応用化学科、

都市工学科

専攻科 機械システム工学専攻、電気電子工学専攻、応用科学

専攻、都市工学専攻

2. 沿革

昭和 38 年 4 月 神戸市立六甲工業高等専門学校を設置

昭和 41 年 4 月 「神戸市立工業高等専門学校」へ校名を変更

平成 2 年 4 月 神戸研究学園都市に校舎移転

平成 10 年 4 月 「電気電子工学専攻」、「応用化学専攻」の 2 専攻科を設置

平成 12 年 4 月 「機械システム工学専攻」、「都市工学専攻」の 2 専攻科を設置

3.歳入・歳出の推移(平成9年度～12年度)

(単位：千円)

款 項 目		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
歳 入	使用料及び手数料	224,445	231,088	233,845	238,549
	使用料	215,183	221,449	224,111	228,946
	教育使用料	215,183	221,449	224,111	228,946
	手数料	9,262	9,638	9,734	9,602
	国庫支出金	1,507	2,042	2,166	2,013
	諸収入	1,225	3,383	7,055	4,789
	償還金	14	13	16	30
	受講料	64	85	88	71
	雑入 *	1,146	3,284	6,951	4,687
	歳入合計	227,177	236,513	243,067	245,351
歳 出	教育費				
	高等専門学校費	1,929,292	1,884,127	1,913,245	1,922,374
	教職員費	1,618,967	1,558,096	1,587,497	1,589,744
	給料	694,471	715,523	720,194	723,526
	職員手当等	* 717,636	629,519	657,819	655,480
	共済費	195,910	200,741	198,186	197,626
	旅費	10,949	12,310	11,297	13,110
	運営費	310,324	326,031	325,748	332,630
	報酬	32,429	33,898	32,752	34,430
	賃金	374	* 2,562	2,546	2,766
	報償費	3,817	4,258	3,230	3,808
	旅費	* 1,799	252	313	368
	需用費	108,983	112,479	122,230	122,781
	役務費	29,761	27,641	26,799	25,305
	委託料	29,254	34,312	34,346	32,582
	使用料及賃借料	29,016	32,208	31,762	32,305
	原材料費	28	71	-	24
	備品購入費	69,764	69,626	63,770	66,835
	負担金補助及交付金	5,094	8,721	7,996	11,422
	学校建設費 *	-	154,872	246,347	18,397
	歳出合計	1,929,292	2,039,000	2,159,593	1,940,771

(注)1.各年度の決算書(「決算額」)による。

2.千円未満は切捨。

* 主に民間からの受託研究収入。

* 職員手当等には退職金が含まれており、平成9年度の支払退職金は177,624千

円である。

- * 平成 10 年度以降図書館アルバイト 2 名増加。
- * 教員の海外研修旅費。
- * 平成 10 年度から平成 12 年度の主な内容は、専攻科棟新設。

4. 国立高等専門学校との財務数値の比較

項目	「高専」	国立高等専門学校
学校数	1	54
授業料収入 (百万円)	214	9,554
入学金及び検定料収入 (百万円)	23	1,299
小計 (百万円)	238	10,853
支出総額 (百万円)	1,940	92,110
内、人件費 (百万円)	1,589	52,912
内、教員人件費 (百万円)	1,082	34,320
内、職員人件費 (百万円)	296	18,591
学生数 (人)	1,241	50,177
教職員数 (人)	131	6,729
内、教員数 (人)	97	3,897
内、職員数 (人)	34	2,832
学生 1 人当たり授業料収入 (千円)	173	190
学生 1 人当たりの支出額 (千円)	1,564	1,836
人件費依存率 (%)	666	488
教職員 1 人当たりの支出総額 (千円)	14,815	13,689
教員 1 人当たり人件費 (千円)	* 11,158	8,807
職員 1 人当たり人件費 (千円)	* 8,712	6,565
教員 1 人当たりの学生数 (人)	12.8	12.9
職員 1 人当たりの学生数 (人)	* 36.5	17.7
1 校当たりの補助金 (千円)	2,013	-

(注)1. 国立高等専門学校の数値は、「平成 13 年度 学校基本調査報告書(高等教育機関編)」(文部科学省)による。

2. 公立高等専門学校は国内に 5 校しかないため、国立高等専門学校の数値と比較している。ただし、以下の点に留意。

職員人件費は事務系職員と技術系職員の給与の合計額。

その他のデータ内容は「外大」の(注)参照。

分析結果

- * 教員及び職員の1人当たり人件費には支払退職金が含まれており、支払退職金を除く1人当たり人件費は、教員10,216千円、職員8,024千円となる。「高専」の場合、勤続年数の長い教職員が比較的多く、また、教員については民間から人材を引き抜く場合があるため、比較的1人当たり人件費が高くなっている。
- * 職員を事務系職員と技術系職員に分け、学生1人当たり職員数を分析すると次のとおりである。

	「高専」	国立高等専門学校
事務系職員1人当たり学生数 (人)	68.9	27.5
技術系職員1人当たり学生数 (人)	77.6	55.5

国立工業高等専門学校と比較した場合、特に事務系職員数が少ないといえる。

(監査の結果)

1. 予算実績差異分析について

歳入歳出については予算を設定しているものの、実質的に予算実績の差異の分析がなされていません。

現在、予算実績差異分析を行う際には、予算決算対照表を財務会計システムよりアウトプットし、差異内容の分析結果を記載することとなっています(財務会計の手引き P.297、文例 119、120)。しかしながら、「高専」については、予算決算対照表の勘定科目区分が教職員費、運営費しかなく、分析内容もかなり簡素となっています。これでは予算実績差異分析として不十分です。

予算決算対照表の勘定科目(対象項目数)を充実させ、予算作成時のレベルまで収支の内訳と実際の収支の内訳とを対比し、差異内容を分析する必要があります(参考 「自治法」施行令第166条第3項)。

2.「公有財産表」及び「財産に関する調書」の記載誤りについて

平成13年4月1日現在の「公有財産表」上、垂水区の元「高専」用地が $19,844.12\text{ m}^2$ と記載されていますが、当該土地のうち $19,577.91\text{ m}^2$ (98.7%部分)は、既に平成2年3月において神戸市土地開発公社へ売却されており、平成14年12月末現在では 260 m^2 余が残っているのみです。また、平成13年4月1日付の「財産に関する調書(内訳)」上で「高専」の所管となっている土地面積は合計 $105,362.36\text{ m}^2$ ですが、これには既に売却済みとなっている上述の $19,577.91\text{ m}^2$ が含まれています。「公有財産表」及び「財産に関する調書」上の面積記載は事実に反しています。また、これに関連して以下の事項が指摘されます。

実際の売却時期	売却面積(m^2)	売却収入(百万円)	売却収入計上時期
平成2年3月	19,577.91	1,100	平成元年度
-	-	3,951	平成2年度
合 計	19,577.91	5,051	

(注)1.上表の実際の売却時期は土地売買契約書の日付である。

(1) 財産売払収入を計上しているにもかかわらず、その原価たる土地の減少に関する会計処理手続が未だ行われていないため、平成13年4月1日付の「財産に関する調書」上、神戸市全体の財産が $19,577.91\text{ m}^2$ 過大に計上されることとなります。周知のとおり、「財産に関する調書」

は「自治法」第233条及び「自治法」施行令第166条第2項において調製することが義務付けられている法定決算書類であり、当該調書上、土地19,577.91m²(売価ベースで5,051百万円相当額)の誤謬(過大計上)があったことは問題であると思われます。

(2) 土地の減少に関する手続について、規定(財務会計事務の手引き7.7 公有財産の管理)を要約すると次のとおりです。

- ()所管課による土地の売買に関する記録調書の作成
- ()管財課による公有財産管理システムへの登録
- ()電算処理によって台帳、異動修正表、増減異動明細表を印刷作成
- ()管財課より台帳、異動修正表、増減異動明細表を各所管課へ送付
- ()所管課において送付された台帳等を記録調書又は引渡書と照合

今回の元「高専」用地売却に関する処理手続がなされなかつた理由としては、まず、上記「()所管課による土地の売買に関する記録調書の作成」が所管課によりなされていなかつたことが挙げられます。この原因は、学校整備課の説明によれば、土地の売却に関する記録調書を作成すべき所管課が当時明確になつていなかつたとのことです。しかしながら、当該土地売却に関する決裁書の起案所管課が当時の教育委員会施設課(現学校整備課)となっており、常識的には当時の教育委員会施設課(現学校整備課)が処理手続を行う必要があつたものと思われます。

(3) 公有財産管理システムでは、行財政局管財課より年度終了後、毎年、年度中の土地台帳、異動修正表、増減異動明細表が学校整備課に送付されている筈です。学校整備課において「()所管課において送付された台帳等を記録調書又は引渡書と照合」することを怠つていたため、元「高

専」用地の売却に関する会計処理洩れを適時に発見、訂正することができます。所定手続の遵守が必要です。

3. 公有財産(土地)の取得手続について

上記2に関連する事案ですが、平成12年度の「財産に関する調書」上の決算年度中増減高欄に85,478.24m²(増加)との記載があります。これは実は昭和63年度に取得した現「高専」用地です。「財産に関する調書」への記載が10年以上も大幅に遅れた原因は、当該土地が事業中の「神戸学園都市新住宅市街地開発事業」の区域であり、また、公簿上の面積と実測上の面積が異なっていたことから、公有財産管理システムに登録する面積を確定することに時間を要したためとのことです。しかしながら、現実に、巨額(3,832百万円)の公有財産を取得しているにもかかわらず、面積確定という理由により、決算書の添付書類たる「財産に関する調書」に、土地取得の事実が記載されないことは問題です。早急に面積確定手続をした上、迅速に公有財産管理システムへの登録を行う必要があったものと思われます(手続遅延)。

なお、面積確定が遅れるというのであれば、とりあえず「概算計上」し、事後(翌年度等)に「修正」するという手法も考えられます。

4. 前渡金支出の管理について

旅費交通費用等、職員に仮払いした前渡金を管理するために手書きの「前渡金管理簿」を作成し、精算洩れの有無をチェックされています。当該管理簿を通査したところ、重要な精算洩れはありませんでしたが、支払日が記入されていないものが散見されました。「会計規則」第47条では、「前渡

金管理者は前渡金管理簿を備えて、受払いを明らかにしなければならない。」旨が定められており、そのためには正確な支払日を前渡金管理簿上に記載しておく必要があります。

5. リース資産の管理について

リース資産については、件数が少ない(平成14年9月現在5件のみ)ため、管理簿を設けず、月々のリース料の支払を定例支出として管理しているのですが、リース資産自体の保守、滅失、異動を管理するためには、前述のように、リース資産台帳を設け、現物管理を行う必要があります。

6. 重要物品の管理について

(1) 重要物品について、往査時に重要物品現在高報告書と現物を突き合わせようとしたところ、実施が困難でした。困難であった理由は、重要物品ごとに番号が付されておらず、ロケーションごとの管理がなされていないためです。

前述のように、「物品会計規則」第17条第1項では、「物品管理者は、その所管に属する物品のうち重要な物品について、前年度における異動及び年度末における現在高を調査し、収入役に報告しなければならない。」と規定されています。従って、重要物品の管理にあたっては、以下の点に留意して重要物品現在高報告書を作成し、定期的に実地棚卸を行う必要があります。

重要物品ごとに番号を付し、当該番号を記載したシールを重要物品現物に貼付して、重要物品台帳上の番号と突合せが可能な状態にする。

定期的な実地棚卸が可能となるよう、重要物品台帳に現物のロケーションを記載する。ロケーションの異動の際には異動報告書を作成し、適時に庶務係へ報告する。

実地棚卸の結果、利用していない資産(遊休資産)、使用見込みのない資産を区分けし、再利用の可能性および除廃却処理を検討できるようにしておく。

- (2) フライス盤、研削盤等の教育用大型機械設備については定期的な補修が必要ですが、現状、過去の補修履歴が作成されていないため、安全に使用できる状況にあるかどうかが記録の上で判明しません。フライス盤、研削盤等の教育用大型機械設備については、過去の補修履歴を記録しておく必要があります。

7. 図書の棚卸について

図書の棚卸は循環棚卸で行われており、棚卸の結果、亡失・損傷している図書については適宜決裁の上、図書管理簿より除却処理されています。

しかしながら、棚卸手続、循環計画が規定上明確にされていません。「物品会計規則」第12条により、物品(この場合図書)の過不足を定期的かつ網羅的に把握し、物品管理簿を整理しなければなりません。このため、棚卸手続及び循環計画を図書管理規定として明確に文書化しておく必要があります。

(意見)

1. 予算実績差異結果のフィードバックについて

上記(監査の結果)「1. 予算実績差異分析について」で記載したとおり、現状では歳入歳出に関する予算と実績の差異分析が厳密に行われていません。過年度の差異分析結果を翌期の予算策定に反映させることにより、より実態に即した予算策定が可能となります。今後、予算実績差異結果のフィードバックについてご検討下さい。

2. 入学選抜料の受領方法について

入学選抜試験については「高専」の窓口にて受付手続を行い、すべて現金で入学選抜料を受領しています(平成 13 年度受入額 7,606 千円)。受領した現金は遅滞なく銀行へ入金していますが、一時的であれ「高専」にて多額の現金を保管することは盗難のリスクが生じると共に、現金の違算が発生するリスクもあります。

入学選抜料を授業料と同様に銀行振込とすることにより、上記リスクの回避と事務手續の軽減が可能となります。

3. 郵便切手等の保管について

郵便切手及び葉書については手書きの消耗品管理簿で管理していますが、閲覧したところ受払いの管理が主で、残高の記載がなされていない部分がありました。往査時に残高を計算したところ、平成 14 年 4 月 1 日現在で残高 854 千円、合計枚数 7,165 枚(内、郵便切手 6,577 枚、葉書 588 枚)となっています。

多量の郵便切手等を手許保有している理由は、学生他への郵便物送付に多量に用いること及び、郵便切手等の購入は本庁の会計室で一括して行っており、「高専」が会計室に徴求後、同校に渡るまでに期間を要することがあるため手許保有高を余分に持ておく必要があるとのことです。

しかしながら、これについては、郵便料金の別納、後納制度を利用すれば対応が十分可能と思われます。

4. 遊休資産の管理について

教育用資産について、遊休資産(ここでは、不稼動の資産及び不要資産をいう。)の存在が把握されていません。これらを把握し管理する必要があります。そして、今後の購入時の意思決定にフィードバックすることにより、不要な資産購入を回避することが可能となります。遊休資産の把握及び管理手続についてご検討ください。

5. 食堂会計について

学生食堂については外注業者と「高専」食堂運営委員会(以下、「食堂運営委員会」という。)が食堂運営業務委託契約を締結し、食堂運営委員会が外注業者より設備保守料として年額 360 千円を受領しています。ところが、当該収支が神戸市の一般会計に反映されず、簿外で管理されています。ちなみに、食堂運営委員会の食堂会計の剰余金(預金残高)は平成 14 年 3 月末で 3,549 千円となっています。

簿外管理としている理由は、食堂設備の補修等が必要となった場合、原則的には新たに予算の申請、支出の決裁手續が必要となり、臨機応変な補修が困難となるためとのことです。

しかし簿外で預金残高を保有することは管理面のリスクがあるため好ましくありません。原則どおり神戸市の会計上で収入、支出を計上し、支出にあたっては預金残高の範囲内で柔軟に支出が行えるようルールを設けることが望されます。

6. 研究活動の成果評価について

教員による研究活動のため、研究振興費として平成12年度は52,300千円の支出を行っていますが、各教員が行った研究活動の成果を評価する機関がありません。

「評価委員会」等の第三者評価機関を設け、各教員が行った研究活動の成果が、支出した研究振興費に見合うものであるかを評価し、一層高い研究成果につながる体制作りが必要と考えます。

7. 研究振興費の支出について

「高専」の教員に対して支出する研究振興費については、年初に決定した備品費、消耗品費、需要費等の予算の内訳金額にしばられているため、年度内の研究の過程において支出内容に変更があっても、臨機応変な研究費支出が困難な状況となっています。

奨学寄付金(民間から研究目的で受入れる寄付金)と同様に、柔軟な研究費支出のあり方を検討する余地があると思われます。

第3 大学等改革に向けて

上述のように、少子化の時代を迎え各大学間の競争が一段と激しくなっており、神戸市の市立大学等もこの影響を受けています。その存在意義が問われています。また、財政面においても経営が悪化しています。その一方で地方独立行政法人化の波が押し寄せています。

このような時期において、大学等改革に向けて、いかなる方法手段が考えられるか。何が望ましいのか。十二分に議論を尽くす必要があります。

ポイントは、大学構成員たる学長以下の教職員の現状に対する『危機意識及び問題意識』であり、地方独立行政法人化は、大学構成員の意識改革の大きな契機になると考えます。

「組織」の内部からの自発的意思による自己改革は、理屈の上では簡単でも現実には非常に難しい。これは人類の過去の歴史が示すとおりです。改革には外圧が必要なのです。

この意味で、地方独立行政法人化は大学改革を押し進めるものと期待されるのです。

改革議論の前提として、母体となる「組織面」の問題があります。いかなる組織体(会議体)で大学等改革を話し合うのか、そのメンバー選出はどうするのか。前述のように、神戸市には高等教育行政を総合的に調整している部局(部署)が残念ながら存在しません。

まず、「事務局」を立ち上げる必要があります。その上で、「改革委員会(仮称)」のメンバー選出に進むことになります。メンバー選出にあたり、大学関係者という狭い専門者間だけで議論するのではなく、「市立大学等」の改革である以上、市民一般代表その他幅広い層から選ぶべきです。特に「従来の大学像」にとらわれない教育関係者以外の見識者の意見が是非とも必要です。

次に、改革の前提たる「将来の大学像」の決定ですが、高邁な「大学の理想像」の議論は当然のことですが、これとともに、「市立」大学等である以上、神戸市の危機的財政状態という現実も無視することはできません。このため「市民ないし地域住民に対する高等教育の必要性、大学の存在意義(公共の福祉)」と「財政の逼迫(一般財源等による負担の限界)」という、二律背反を止揚する必要があり、ここに至っては「市立大学等の必要性なし」即ち閉校という極めてシビアな見解をも含めた、幅広い真剣な議論が求められます。

具体的な検討に入ります。

地方独立行政法人化に際しては種々の方法が考えられます。

まず、あくまで市立大学等のみの範囲で考えるのか、範囲を拡大して公立大学等まで考えるのか(即ち、県立大学等も一緒に考慮)、更には国立大学等をも範囲に含めて考えるのか。

ただ、現実的には、国立大学等の独立行政法人化は先行しているため、これを含めて考へるのは時間的にやや無理があります。

次に、市立大学等の範囲で実施するとした場合、現在の「外大」、「看護大」、「看護短大」、「高専」を個別対応(つまり、あくまで一対一で)で地方独立行政法人化する方法と全てを統合して一体とし1法人化する方法、そしてこの両者の中間形態(種々)が考えられます。

「意識改革」以外に、地方独立行政法人化の最大のメリットとして「業務の効率化」が挙げられており、この観点からすれば出来うれば4校の統合(もっとも、「看護短大」は平成17年3月末の閉校が予定されています。)が望まれます。これにより、規模のメリットを享受すると共に重複する業務も省略することが可能となります。

但し「高専」は、創立の趣旨からして4年制大学とは異なっており統合に際しては特別の配慮が必要です。

ただ、たとえ4校統合が実現しても、専門分野数が限られており、これでは総合大学とまでは言えず、中途半端と思われます。従って、次のステップとして更なる統合(県立大学ないし国立大学を相手とする。)が望まれます。

最終的にどの様な形態になるにしろ、地方独立行政法人化によるメリットはあります。たとえ、外見上、一番非効率と考えられる個別対応方式で地方独立行政法人化したとしても、前述の様に、大学構成員に「意識改革」をもたらすことは間違いなく、この観点からのメリットは十分享受可能と思われます。

第4 (参考) バランスシート試算

前述のように、大学等改革の有力な手法として地方独立行政法人化が叫ばれております。

地方独立行政法人化に際しては、まず(期首)開始貸借対照表の作成が必要となります。ここでは、基本的に、外部監査を実施した際に入手した資料等の範囲内で、各種の前提ないし仮定を設定した上で、各大学等のバランスシート(平成13年3月31日現在)を試算してみました。

従いまして、根拠データーには制限があり、また作業にかける時間的制約があつたことなど各種の条件下で作成致しました関係上、誠に粗雑で不正確なものとは思われますが、今後、貸借対照表を作成される場合の参考として下さい。

(前提)

1. 固定資産の取得価額については、旧自治省方式を採用せず、個別資産の実際の取得価額を算定する方式を採用しています。
2. 「正味資産の部」は、計上した「資産の部」から「負債の部」を差し引きして算定しています。従って、旧自治省方式のようにその内容を細区分(国庫支出金、都道府県支出金、一般財源等)していません。

1. 具体的作成方法

(1) 有形固定資産について

土地 : 大学等用地として、有償移管に伴う市の当局と各大学等との間に交わされた契約書等に掲げられた金額に基づいて算定しています。なお、整地に伴う費用等が発生し、その金額が判明している場合には、当該金額を加算しています。

土地以外 : 各大学等の関係資料に基づき算定しました。

(2) 未収入金、未払金について

「収支月計明細表(平成 12 年度 13 年 5 月)」の収入累計から「収支月計明細表(平成 12 年度 13 年 3 月)」の収入累計を控除した金額を未収入金とし、「収支月計明細表(平成 12 年度 13 年 5 月)」の支出累計から「収支月計明細表(平成 12 年度 13 年 3 月)」の支出累計を控除した金額を未払金として計上しました。

(3) 退職給付引当金について

下記の算定式に従って、行財政局給与課の作成した資料に基づいています。

退職給付引当金 = (平均給料月額) × (平均勤続年数における普通退職の場合の支給率) × (教職員数)

なお、教員と職員を区別せず、大学等ごとに、「平均給料月額」及び「平均勤続年数における普通退職の場合の支給率」を求めて、算定されています。

(4) 神戸市債について

神戸市債一覧表の残高に基づいています。

(5) 上記以外の資産負債については、各大学等の関係資料に基づき算定しました。

(6) 正味資産について

ここでは、資産合計から負債合計を差し引いた金額をもって正味資産としています。

2. 各市立大学等のバランスシート

(イ) 「外大」

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(8,948,383)	(負債の部)	(1,905,086)
有形固定資産	8,893,478	固定負債	1,776,865
建物 *	3,823,260	長期設備未払金 *	54,841
構築物 *	180,508	神戸市債	462,000
教育研究用機器備品*	36,928	退職給付引当金	1,260,024
備品 *	10,752		
図書 *	809,312	流動負債	128,221
車両 *	337	未払金	105,221
土地	4,032,381	設備未払金 *	23,000
その他の固定資産	35,714	(正味資産の部)	(7,043,297)
長期貸付金 *	35,714		
流動資産	19,191		
未収入金	13,746		
短期貸付金 *	5,445		
資 産 合 計	8,948,383	負債・正味資産合計	8,948,383

(注) 入学金収入等にかかる前受金については、計上していません。

* 建物、構築物:「外大移転建設事業費内訳」、「第2研究棟建設工事費内訳」より算定しました。

* 教育研究用機器備品、備品、車両:「重要物品現在高報告書」より算定しました。

* 平成8年以前については、取得原価データが現行システムに入力されていないため、平成8年から平成14年までの取得原価133百万円を基礎として、推算しました。なお、物価指数の変動を考慮した上で、毎年度同額で図書購入をしたものと仮定しました。また、教員が保管している専用図書は考慮していません。

* 貸付金:「平成12年度育英会收支報告」より算定しました。

* 大学学舎空調設備工事にかかる委託契約書より算定しました。

(口)「看護大学」

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(17,353,022)	(負債の部)	(15,441,327)
有形固定資産	17,336,478	固定負債	15,374,126
建物	4,166,537	神戸市債	15,017,000
建物附属設備	1,119,100	退職給付引当金	357,126
構築物	175,948		
教育研究用機器備品	116,903	流動負債	67,201
土地	11,757,990	未払金	67,201
その他の固定資産	14,510		
長期貸付金 *	12,200	(正味資産の部)	(1,911,695)
保証金 *	2,310		
流動資産	2,034		
未収入金	2,034		
資 産 合 計	17,353,022	負債・正味資産合計	17,353,022

(注)1. 教育研究用機器備品については減価償却を実施していないため、取得原価で計上しています。

2. 図書については、取得原価総額を把握することが困難であるため、資産として計上していません。

3. 入学金収入等にかかる前受金については、計上していません。

* 看護教員修学資金貸付金

* 教員借上住宅保証金

(八)「看護短大」

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(751,739)	(負債の部)	(550,177)
有形固定資産	750,815	固定負債	490,980
建物	685,620	神戸市債	354,000
建物附属設備	22,734	退職給付引当金	136,980
構築物	41,470		
備品	991	流動負債	59,197
		未払金	22,550
その他の固定資産	488	預り金	8,068
電話加入権	168	前受金	28,579
投資有価証券	320		
		(正味資産の部)	(201,562)
流動資産	436		
未収入金	436		
資 産 合 計	751,739	負債・正味資産合計	751,739

(注) 図書については、取得原価総額を把握することが困難であるため、資産として計上

していません。

(二)「高専」

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(9,241,412)	(負債の部)	(3,447,891)
有形固定資産	9,239,624	固定負債	3,284,340
建物	4,048,848	神戸市債	2,016,004
建物附属設備	463,283	退職給付引当金	1,268,335
教育研究用機器備品	895,493		
土地	3,832,000	流動負債	163,550
		未払金	163,550
流動資産	1,787		
未収入金	1,787	(正味資産の部)	5,793,521
資 産 合 計	9,241,412	負債・正味資産合計	9,241,412

- (注)1. 教育研究用機器備品については減価償却を実施していないため、取得原価で計上しています。
2. 図書については、取得原価総額を把握することが困難であるため、資産として計上していません。
3. 入学金収入等にかかる前受金については、計上していません。

第5 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はありません。

以上